

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○奥野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。階猛君。

○階委員 民主党の階猛です。

今行われました参考人質疑で、お二方の参考人、山下さんからは、私どもの提出した修正案は妥当な内容であるという御評価をいただき、また、もう一人の橋爪参考人からは、立法政策としてあり得る選択肢だという御評価をいただきました。

私も、私どもの修正案というのは非常に妥当な内容になっていると思いますが、提出者にお伺いします。

私どもの修正案では、二次協力者やその他協力者による資金提供を独立の犯罪とはせず、一次協力者によるテロ企図者への資金の提供罪の幫助犯として処罰することを想定しているということです。

済みません、ちょっと前後しますが、わかりや

すくするために、資料一というのをごらんになってください。

この図は、政府案の説明の資料でございます。もともと処罰の対象になっていたのは、テロ企図者に対する一次協力者の提供行為であったということなんですが、修正案の方では、太い矢印が左側の方に書かれていますけれども、この範囲の収集等も犯罪化するということになったわけです。一次協力者、二次協力者、その他協力者、このあたりの資金等のやりとりも犯罪化する。

そこで、我々の修正案は、この新しく処罰の対象になった部分のうち、一番上の一次協力者の部分、一番上といいますが二段目ですね、一番上のミシン目と二つ目のミシン目の間の部分、一次協力者相互のやりとり、この部分は処罰対象に含めましょう、しかしそれ以下については処罰はしません、こういう内容であります。

済みません、それでもとに戻って質問ですけれども、一次協力者が資金提供罪の実行行為に着手していない場合は、我々の修正案では、二次協力者等は、二次協力者以下は独立の犯罪としては処罰していませんので、実行行為に着手していない場合は処罰できなくなるのではないかと、この点が先ほど来指摘されておりますけれども、この点は問題ないかどうかということについて御見解をお伺いします。

○横路委員 お答えいたします。

御指摘のように、修正案によれば、一次協力者が資金提供罪の実行行為に着手していないという場合に、その幫助犯も成立しません。したがって、

二次協力者、その他協力者を処罰することはできません。

しかし、一次協力者が資金提供罪の実行行為に着手せず、未遂罪すら成立しない場合に、テロ企図者に資金等が提供される危険がまだ具体化していない、そういう状況、そういう段階でございまして、その幫助に当たるといって考えました。ということは妥当ではないように考えました。この点で、修正案は、テロ対策として本当に処罰に値する行為のみを処罰対象にして、テロ対策の着実な実施と国民の行動の自由の確保の適切なバランスをとろうとしたものでございます。

○階委員 バランスをとるといことは、ちょうど先ほど山下参考人も、テロに対する資金提供を処罰するという目的と手段とのバランスが政府案ではとれていないという指摘がありました。その点、我々の修正案は、そのバランスに配慮しているというふうに承りました。

それで、二問目に行きます。修正案では、二次協力者を、一次協力者によるテロ企図者への資金の提供罪の幫助犯として処罰することを想定しています。しかれば、その論理構成はどういうものかということを具体的に説明していただけますか。

○横路委員 一次協力者に対して、一次協力者によるテロ企図者への資金等の提供を容易にする目的で資金等を提供する行為、つまり、これは二次協力者による資金等の提供でございしますが、提供を受けた一次協力者がその資金をテロ企図者に提供した場合には、これはテロ資金提供罪が成立し

ますので、その幫助犯として、そしてまた、一次協力者がテロ企図者に対する資金等の提供をするに至らない場合、それでもしかし、実行に着手すれば、テロ資金提供未遂罪の幫助犯としてそれぞれ処罰の対象になります。

また、一次協力者が資金提供罪の実行行為に着手せず、未遂罪すら成立しない場合は、テロ企図者に資金等が提供される危険がまだ具体化していないということでもありまして、このような段階でその幫助に当たるといふような行為を罰するというのは妥当ではないというように考えております。以上です。

○階委員 ありがとうございます。

一次協力者が実際にテロ企図者に資金等を渡してしまった場合は提供既遂罪の幫助犯になります。渡さなくても実行に着手すれば提供未遂罪の幫助犯になるといふことで、幫助犯にも二種類あるというふうに承りました。

そこで、三問目ですけれども、修正案では、二次協力者に資金等を提供するその他協力者という人もまた、一次協力者によるテロ企図者への資金の提供罪の幫助犯として処罰することを想定していると思えます。

しからば、その論理構成はどのようなものかということ、先ほどのように具体的に説明していただけますでしょうか。

○横路委員 お答えいたします。

考え方も全く同じでございます。もともと、予備罪の幫助犯、その幫助犯、幫助犯と拡大していくと、正犯との間の距離が非常に遠くなって薄

くなっていくという者も処罰する必要があるのかどうかということが問題でございます。先ほどお答えしたのと同じような考え方で私どもの修正案は考えております。

○階委員 つまり、まず、一次協力者が実行に着手することは前提として必要である、そのような一次協力者からテロ企図者に資金等が提供されることを認識し、かつ、みずからの行為によって一次協力者によるテロ企図者に対する資金等の提供が容易になることを認識している場合には、それが二次協力者に対する資金等の提供であつたとしても、テロ資金提供罪の幫助犯として処罰の対象となるということ、ご理解してよろしいでしょうか。

○横路委員 お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。
○階委員 それでは、提出者に最後の質問でございますけれども、我々の修正案によつても、現行法よりも処罰範囲が拡大しているところがあります。そこは、先ほど御説明したとおり、一次協力者間の資金等のやりとりの部分です。

なぜこの部分については独立罪として処罰しようとしたのか、その趣旨を御説明いただけますか。

○横路委員 お答えいたします。
テロ行為を容易にする目的をみずから有しつつ、同じくテロ行為を容易にする目的を持ってテロ企図者に資金等を提供しようとする一次協力者に資金を提供する行為というのは、いわばテロ行為を容易にするという危険な目的を共有する、そういう仲間の間での資金の受け渡しということになるわけですね。したがって、その危険性や悪質性は

極めて高く、独立の処罰に値するものである、このように考えておりました。一次協力者間の資金の提供や提供を受ける行為も罰することとしたものでございます。

テロというのは割と組織的に行われる犯罪でございまして、その中で任務分担とかいろいろあると思うんですね。その中で、特にこの一次協力者間のそういうやりとりというのは、やはり責任は重いものだというふうに考えております。

○階委員 ありがとうございます。

それでは、提出者についてはここまでにしたいと思えます。

ここまででは修正案の合理性について明らかにする趣旨の質問でございました。他方、政府案については、我々は問題があるというふうに理解しています。その観点から、以下、法務大臣ほかの皆様にお質問をしてみたいと思えます。

まず、政府案が定める各種犯罪の構成要件に該当する事実が特定秘密にも当たるとはならないかという観点から質問します。

まず、前提として、憲法三十一条には、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」という規定がなされています。その趣旨は、刑事手続を法律で定めるだけではなく、法定された刑事手続が適正なものでなくてはならない、いわゆるデュープロセスを定めたという理解でいいかどうか、法務大臣、お答え願います。

○上川国務大臣 そのように考えております。

○階委員 そこで、政府案の三条一項、二項後段、

四条一項、すなわち、先ほどの資料一でいいいますと、ミシン目が三本ありますけれども、三本目のミシン目の上のところ、上の二次協力者以上のところの提供罪ということですけれども、この提供罪が成立するためには、資金等を提供する相手方がテロ行為を実行しようとする者であることが必要です。

提供の相手方がテロ行為を実行しようとする者であるという事実は、構成要件に該当する客観的事実であり、検察官が立証責任を負うという理解でいいかどうか。これは事務方でも結構ですけれども、お答えください。どちらでも結構です。イエス、ノーで結構ですよ。

○葉梨副大臣 それで結構でございます。

○階委員 他方、ミシン目三つ目の下のところ、その他協力者の提供罪、政府案でいうと五条一項ですけれども、この提供罪が成立するためには、六月十一日の本委員会で林刑事局長が答弁されていきましたけれども、客観的な状況として、「提供等の時点において、当該資金等が実行のために利用されるようなテロ行為が現実に行われる可能性が存在することが必要」であるということでした。

このテロ行為が現実に行われる可能性が存在するということも、検察官が立証責任を負うという理解でいいかどうか。これも事務方でも結構です。

○葉梨副大臣 五条一項でございますけれども、前の刑事局長の答弁のとおりなんですが、もう階先生御案内のとおり、相手方、ここは相手が誰だ

ということが構成要件になっているわけではございませんで、公衆等脅迫目的の犯罪行為、これがあって、その実行のために利用されるという認識、このところを立証する必要があります。

○階委員 多分、そのところを敷衍して林局長が少し詳しく説明されたと思うんですが、確かにこの五条一項の場合は、テロをする人が誰なのかということまでの認識は要求されていないけれども、答弁を再度引用しますと、「提供等の時点において、当該資金等が実行のために利用されるようなテロ行為が現実に行われる可能性が存在することが必要」であるということですから、テロ行為が現実に行われる可能性が存在するという範囲では、検察官が立証責任を負うということよろしゅうございますね。

○葉梨副大臣 そのとおりでございます。

○階委員 資料二をごらんになっていただければと思います。これは、特定秘密保護法の運用基準から抜粋したものでございます。法務大臣は特定秘密の担当大臣でもいらつしやいますから、これはよくごらんになっているかと思いますが、引用した中に、別表第四、テロリズムの防止に関する事項ということで、いろいろ書かれております。

この中の、この資料でいうと左側の下から四分の一ぐらいのところでしょうか、「テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報」という記述があります。

今、検察官が立証する必要がある事実として、三条一項、二項後段、四条一項については、提供

の相手がテロ行為を実行しようとする者であるということ、それから、五条一項については、テロ行為が現実に行われる可能性が存在するということ、これが立証責任を負うことでしたので、これらの事実について、今の「テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報」ということに当たって、特定秘密に指定される場合があるのではないかと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

検察官が立証すべき先ほどの二つの事実が特定秘密に指定される場合があるのではないかということですよ。

○葉梨副大臣 個別の事案にかかわることですので、なかなかこれを一概にお答えすることは困難かなという気がいたします。

○階委員 あり得るかどうかということ聞いていますが、法務大臣、特定秘密担当としてどうでしょうか。

○上川国務大臣 副大臣が御答弁した、一概に答えるのはなかなか難しいということではございますが、今おっしゃったようなことにつきまして、特定秘密たり得るといふふうに考えます。

○階委員 特定秘密たり得る、特定秘密に当たる場合があり得るといふことを踏まえた上で、次の質問に移ります。

この政府案が成立したとして、それに基づいて、先ほど来述べている各種犯罪が刑事裁判で争われたとします。その場合に、例えば、一点目、刑訴法二百五十六条三項では、訴状の記載方法について

て、「公訴事實は、訴因を明示してこれを記載しなればならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事實を特定してこれをしなければならぬ。」という定めがあります。

政府案が定める各種犯罪の起訴状には、先ほどおっしゃられたように、検察官が立証すべき事実が特定秘密に指定されてしまう場合があり得るということなんですけれども、そういう場合に、起訴状にはどの程度、具体的に検察官が立証すべき事実、立証すべき事実というのは、先ほど申し上げた二つの点です。例えば、三条一項等では、相手方がテロ行為を実行しようとする者であるという事実です。それから、五条一項について言えば、テロ行為が現実に行われる可能性が存在するという事実です。これらについては、起訴状にはどの程度具体的に書かれるのかということについてお答えください。

○上川国務大臣 御指摘の起訴状の記載に係ることについて、特定秘密の内容を起訴状にどのように明示していくのかという御質問でございます。か。（階委員「はい」と呼ぶ）これにつきましては、検察当局におきまして、起訴状に公訴事実を記載する趣旨及び特定秘密を保護する必要性に配慮して適切に対応するというふうに考えております。

具体的な記載例ということでございますが、例えば、特定秘密の内容全てを記載するというものではないというふうに思っております。審査対象の特定や防御の範囲の明示といった、起訴状に

公訴事実を記載する趣旨ということで満たせるものというふうに考えます。

最終的には、記載が公訴事実の特定として十分であるかどうかということについて、判断は、裁判所によって個別具体で判断されるものというふうに考えます。

○階委員 検察官が立証すべき事実が明確に特定されていないと、被告人あるいは弁護人がその事実のありやなしやということを争うときに支障を来すわけですね。そこは明確に記載されないと、刑事手続としては、先ほど三十一条を申し上げました、適正手続の保障という点に照らしていかげなものであるかということをやまず指摘させていただきます。

その上で、その起訴状が一応有効だとして手続が進んだ場合に、やはり先ほど申し上げたような事実は、防御にとつて、防御側というか弁護人あるいは被告人にとつて重要ですから、公判前整理手続を開いて、それを裏づける証拠を出してくれということをお願いしたいわけですね。

公判前整理手続というのは、今は裁判員裁判では必要に開かれますけれども、それ以外の事件この法律に基づく犯罪についても、必ずしも開かなくてもいいということになっていきますけれども、やはりこうした事件について公判前整理手続が行われてしかるべきだと思うんですが、どうなんでしょうか、公判前整理手続は、このような事件について開始されない場合があり得るという理解でいいのかわるか、確認させていただきます。

○葉梨副大臣 公判前整理手続については、開始

されない場合も当然あり得ます。

○階委員 そこで、今、刑事司法制度の見直しというのが法制審に答申されていますけれども、その中で、ちよつと私も今手元に正確なものがないんですが、公判前整理手続は弁護人の請求があつたら開けるようにしようというような中身がたしかあつたかと思うんです。それは絶対に法制度化すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○葉梨副大臣 ちよつと手元に答申がないので申しわけないんですけども、答申の内容に沿った内容を法制化することを考えています。

○階委員 では、公判前整理手続が仮に行われたとしましょう。公判前整理手続が行われた場合に、被告人や弁護人から検察官に対して、先ほどのような事実に關して、それを裏づける証拠を開示してくれという請求があつた場合、検察官としては、特定秘密に指定されていることをもって開示を拒否することができるというのが今の制度ではないでしょうか。

○葉梨副大臣 それはそのとおりでございます。

○階委員 そこで、検察官が開示請求を拒んだとします。拒んだ場合に、被告人や弁護人からは、裁判所に対して、これは重要だから証拠開示命令を出してくれという請求をします。その際、裁判所は、命令を出すかどうかを判断するに当たつて、インカメラ審理というのを行うことができます。

インカメラ審理を行う場合に、検察官には、裁判所限りで特定秘密が含まれている証拠を出してくれということが言えることになっていきますが、この場合であっても、検察官は、特定秘密に指定

されていることをもって、裁判所に対しても提示を拒否することができるというふうに読めるのですが、この理解でよろしいですか。インカメラに対する対応です。

○葉梨副大臣 特段、特定秘密保護法あるいは運用基準の中でそういう記載はございませんので、法律に従って、それを提示しないということはできる場合もあるかと思えます。

○階委員 裁判所からの提示命令についても拒否できる場合があります。それでは、仮に、インカメラ審理をしたにせよしないにせよ、裁判所が、これは証拠開示命令を出すべきだと判断して、証拠開示命令を発します。

証拠開示命令を発したとしても、強制力は多分ないので、検察官は、特定秘密に指定されていることをもって開示を拒否することがあり得るのではないかと思えますが、ここは大臣、いかがでしょうか。

○上川国務大臣 あり得るものと考えます。

○階委員 結局、刑事裁判でこの法律に定める犯罪が争いになった場合に、肝心なところの証拠が特定秘密に指定される場合は、これは弁護士、被告人の方には提示されなくなってしまう、開示されなくなってしまうという問題があるわけです。

こういうことが被告人や弁護人に開示されないまま刑事手続が進むということは、冒頭申し上げましたとおり、憲法三十一条に定める適正手続の保障に反すると思うんですが、その点について、大臣の見解はいかがですか。

○葉梨副大臣 もう階先生御案内のとおり、立証責任は検察官にございますので、検察官がそこで立証不十分ということになれば、有罪とはなりません。

そして、その上で、立件する以上は、公判において必要な構成要件該当性を示すというのは当然のことだろうと思えます。

○上川国務大臣 ただいま委員から、憲法の三十一条に照らしてということの中の御質問でございましたけれども、検察官は、立証が不十分ということになりますと、そのことについては起訴することができないということでございますので、その意味では、立証をしなければいけないという責務を負っているものというふうに考えます。

○階委員 立証が不十分だから起訴できないじゃなくて、起訴はできますけれども、有罪にはならないという趣旨だと理解します。

ただし、それは、理屈としてはそういうこともあり得るけれども、実際には、証拠が出されないまま有罪となる場合もあり得るわけであって、やはり、有罪にならないからいいかどうかという話ではなくて、手続を保障して、被告人側が十分に防御する機会が与えられるということこそが、憲法三十一条の求めている適正手続の保障の根幹だと思うんです。

だから、検察官が立証できなくなるから問題ないんじゃないかというのは、私は、憲法三十一条の理解としては足りないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○葉梨副大臣 先ほど答弁の後段で申し上げまし

たのは、立件して起訴する以上は、公判において必要な構成要件該当性を示さなければいけない、それを立証しなければいけないということですから、それに必要な証拠というのは、当然、公判においても出すということになってまいりますので、今のお話、一部、特定秘密について開示しないということがあっても、必ずしもそれが憲法三十一条に反するものではないと思えます。

○階委員 立件して、有罪にしたいから起訴するわけですから、それは重要な証拠は出すでしょう。ただ、重要な証拠を出すんだけど、そこが恣意的にならないかというところを懸念しているわけですね。検察側に都合のいいところは出します、それで、有罪になるけれども、被告人側の防御に都合のいいところは、特定秘密だということで恣意的に選別されてしまうと、それも問題だと思います。

有罪になるべき証拠は全部出すんだから安全だというのは、私はおかしいと思いますよ。やはり、有罪方向の証拠だけではなくて、無罪方向になる証拠も出されなくてはいけない。

そのためには、特定秘密に指定されているものも、選別して出すんじゃないかと、全部出すような仕組みじゃないと私は問題だと思いますが、それはいかがでしょうか。

○葉梨副大臣 当然、弁護士側といたしましても、特定秘密だということで開示を拒むということを法廷の場でも強く主張されることになると思います。ですから、それで、特定秘密として開示がされないということ、なかなかこれは立証が不十

分であるというふうな判断になれば、先ほど申し上げましたように、これは有罪とならないということでございます。

あくまで立証責任は検察の側にございますので、御懸念のようなことは、逆に、出さないということとで検察側が不利になるということも、相当の場合、あるかと思うんです。ですから、その意味では、そのような御懸念は余り当たらないんじゃないかなという気がいたします。

○階委員 ちよつとかみ合わないんですけれども、特定秘密の指定を恣意的にされて、被告人にとって有利な方向、つまり、無罪方向の証拠が、特定秘密だということで法廷に出てこないという事態を心配しています。

検察側が有罪を立証する上で必要な証拠は、有罪にしたいんだから全部出てくるだろう、これはもう私もそのとおりだと思うんだけど、無罪にする方向の証拠は、かえって、特定秘密であることをいいことに出てこないんじゃないか、それを懸念しているんです。大臣、いかがですか。

○上川国務大臣 ただいまの点に関して、裁判所の裁判というにおきましては、裁判所が適切に訴訟の指揮をするというふうに思います。検察官もこの開示決定については尊重すべきものだというふうに思いますので、その限りにおきましては、きちつと適切に判断し、そして開示がされるものというふうに思います。

○階委員 先ほど、開示命令に対しても拒否できると大臣は御答弁になりましたけれども、撤回されて、それは拒否できないということですか。今、

開示されると言われませんでしたか。検察官は開示されると言いませんでしたか。どちらなんですか。

○上川国務大臣 尊重するというところでございまして、その限りにおいての開示ということになるということでございます。

○階委員 わかりました。尊重するけれども開示しない場合はあり得るということでしょうか。

○上川国務大臣 尊重するというところでございまして。（階委員「開示されない場合もあるということですか」と呼ぶ）尊重するということでございますが、それに対して開示をしないこともあり得るということでございます。

○階委員 この論点についてはここまでにしますが、この犯罪については、刑事裁判になった場合、特定秘密保護法の運用が大きくかわってくるということ、法制度上は必ずしも必要な証拠が開示されない。有罪方向の証拠は恐らく全て開示されるでしょう、特定秘密であろうと。ところが、無罪方向の証拠については、特定秘密であることを理由に開示されないおそれがあるということ、私は指摘しておきたいと思えます。

反論がありますでしょうか。なければ次に行きます。

さて、次の論点ですけれども、今、内閣委員会の方では、国際テロリストの財産凍結法案というものが、これから審議されるのかどうかということだと思えます。この国際テロリストの財産凍結法案と今回の法案とを比べた資料が、私のお配

りしている最後のものがございます。

国際テロリストの財産凍結法案と改正テロ資金提供処罰法案、右、左と書いておりますが、F A T F 勧告の項目が異なる、あるいは主体が公告国際テロリストかどうか、あるいは行為者の認識が異なる、あるいは行為も少し異なるということでありまして。

ただ、この両者は重なり合う部分はあるというのが下の方の具体例で示しているところでありまして、重なり合う部分があるのと同時に、重なり合わずに、この法案が処罰する対象には含まれるけれども、国際テロリストの財産凍結法案では処罰する対象には含まれないという部分もありますし、逆もまたあるということでもあります。

問題にしたいのは、国際テロリストの財産凍結法案の方が、犯罪となる財産提供の相手方が公告国際テロリストということで客観的に定められています。その意味では、その定め方がどうかという問題はあっても、明確であるという点では、今議論している法律よりもまさっているところがあると思えます。

また、刑事罰を科す前に情報提供や行政命令がなされ、それに違反して初めて刑事罰が科されるということですから、提供者の、提供者というのは財産を提供する行為を行った人については、不意打ちにならずに、行動の自由も守られやすいのではないかとということで、私は、この二つの法案いずれもテロリストへの財産提供を未然に防止しようという目的ですから、国際テロリストの財産凍結法案が成立すれば今回の政府案は必要ないの

ではないかというふうにも思うんですが、この点、大臣の御所見はいかがでしょうか。

○上川国務大臣 ただいま委員が御指示になりました資料の三というところの、まさにその関係性についての整理というところにかんがえれば、重なる場所と重ならない場所がある、この円がちよほど重なったところの部分とそうじゃないところがあるというところであります、いずれも、それぞれの部分につきましては、F A T F の特別勧告のⅡとⅢというところで、趣旨、目的が異なるというふうに考えておりまして、このⅢの勧告に基づいて公告された国際テロリストのみを扱うという、このものが成立すれば、勧告Ⅱに基づいてつくられる、ただいま議論されているテロ資金供与の処罰法案が不要になるというふうに考えているものではございません。

○階委員 しかし、勧告の項目自体が異なりますね。勧告Ⅱというのはテロ資金供与の犯罪化、勧告Ⅲというのはテロリストの資産の凍結、没収ということ、前者に基づくのが今回の政府案であり、後者に基づくのが国際テロリストの財産凍結法案で、根拠となるF A T F 勧告の項目が異なるということなんです。

そもそも、なぜこういうことを規制しようというかというところ、テロリストへの財産の移転を未然に防ぐということであるわけだから、目指すべきところは同じだと思うんですね。山の頂上は一緒だけれども登る道が違うというふうな話だと思うんですけれども、私は、行動の自由ということを考えて場合に、この国際テロリストの財産凍結法

案があればいいんじゃないかと思っています。

ただ、重なり合わない部分について若干申し上げますと、相手方が公告テロリストじゃない場合、仮に非公告国際テロリストと言いますけれども、この非公告テロリストの場合、財産凍結法案だけとした場合、処罰できなくなるだろうと。そういう問題点については、我々も、非公告テロリストのテロ行為を容易にする目的で資金等を提供する一次提供者、それから、先ほど資料一で示した、二つ目の点線の上の部分にある、一次協力者に対して資金等を提供するいわば準一次協力者、こうしたところは処罰対象としているわけですね。

他方で、我々の修正案では二次協力者以下は処罰していないわけですが、こうした人たちは、非公告テロリストの実態をよくわからない場合もあって、刑法の幫助犯など共犯規定で処罰すれば十分だと考えています。

改めて伺いますけれども、こうした考え方に立つて、今回の法案については、我々の修正案が通れば、政府案ほど厳重に、二次とかその他協力者まで処罰対象に含めなくてもいいんじゃないかと思うんですが、この点、御見解を伺います。

○上川国務大臣 ただいま委員から、この二つのカテゴリーに関する法案の関係についてのお尋ねだというふうに思いますが、F A T F からは、非テロリストによるテロリストのための資金等の収集及び間接的な資金等の提供、収集が犯罪化されていないという指摘を受けているところでございまして、今、貴党が出されているところの修正案というところに記載されておりまして処罰対象

につきましては、極めて限定的というふうにされておりまして、こうしたF A T F の指摘に十分応えるものとはなっていないのではないかと懸念をしております。

○階委員 いや、しかし、法務省も当初は、法律を改正しなくても共犯規定で対応できるんじゃないかということを考えていたと思います。

六月十一日の林局長の答弁で、「我が国といったしましては、共犯規定や予備罪の適用により対応できる場合もあるという旨の説明をするなど試みてきたところでございますが、F A T F の理解を得るには至らなかったものでございます。」というのがあります。

結局、F A T F の理解を得られなかったというのが最大の立法理由であって、実は、本当は今の法制度でも対応できるというふうに法務大臣、法務省としては考えているんじゃないですか。どうですか。

○葉梨副大臣 林局長が答弁されましたのは、間接正犯などの規定が適用できるというようなことを述べていたわけです。

F A T F の規定は、今大臣が申し上げましたとおり、まず、非テロリストがテロのためにお金を収集するというのが罰せられないんじゃないか、それから、間接的な資金の提供について不明確じゃないか。特に後段の方につきましては、今までもF A T F でそのような説明をしていたわけですが、やはり、明確にテロのために非テロリストが収集するというような行為については、確かに新しく法律を起こさなければならぬという

ことで今回提案をしているというわけです。

○階委員 間接的な提供というところであれば、我々も、準一次協力者から一次協力者のところは処罰対象にしているわけですよ。

F A T F 勧告は、二次協力者、その他協力者まで処罰しろと言っているんですか。間接協力者にもいろいろな態様があると思いますから、私も準一次協力者の範囲ではこの F A T F 勧告に当たっているとします。なぜそれではだめなんですか。

○葉梨副大臣 今申し上げましたとおり、F A T F の勧告というのは、テロの実行のための目的で非テロリストが資金等を収集するという……（階委員「いや、一次も準一次も非テロリストですよ」と呼ぶ）

いや、一次というのは、御提案されましたとおり、まさにテロ企図者の一次協力者、そしてその一次同士の、先ほど御説明されましたけれども、まさに仲間の中のやりとりのような役割がそれぞれあるというようなお話を階先生はされました。

そうではなくて、やはり非テロリストが収集するということになれば、二次協力者、その他の協力者ということまで網をかけていかなければ、テロの防止、撲滅ということにはなかなか資することにならないのではないかと理解です。

○階委員 私は全く見解を異にしまして、要するに、現実的な法益侵害の危険がなければ、間接的な資金提供も処罰すべきではないと思います。

準一次、一次のやりとりについては、やはりテロ企図者との関係が直接的ですから、法益侵害の

危険も高いと思いますけれども、二次以下についてはそれは弱いわけであって、間接の資金提供であつても、そこは処罰しないのが、やはり国民の行動の自由を確保するという観点からは重要ではないかと思つています。

そこで、次のテーマですけれども、そもそもこの F A T F 勧告になぜこれほど拘束されなくちゃいけないのかということなんですかね。

F A T F というのは政府間の取り決めだということで、政府が拘束されるというのとはわからなくもないです。政府間の契約ですから、契約の当事者である政府が拘束されるというのはわからないでもないんですが、ここも原理原則に戻つて考えたいと思います。

憲法三十一条の適正手続の保障について先ほど申し上げましたけれども、この憲法三十一条は、手続の法定と適正だけではなくて、いわゆる罪刑法定主義、すなわち刑事実体法の法定と適正も要求しているというふうに理解しておりますけれども、この点は間違いないでしょうか。

○上川国務大臣 そのとおりと考えております。

○階委員 そこで、憲法三十一条は罪刑法定主義も要請しているということなんですが、なぜ罪刑法定主義が求められるのか、その根拠というものを大臣から御説明いただければと思います。いかがでしょうか。なぜ罪刑法定主義が求められるのか。

○上川国務大臣 法治国家の中で、法律にのっとりつつかりと社会を維持していくという基本的枠組みからすれば、それに反することが何なのか

ということについてしっかりと法律で法定をし、そしてそれに対して適正に判断をして対応していくということが大事だというふうに思っています。

〔委員長退席、柴山委員長代理着席〕

○階委員 今……（発言する者あり）

○柴山委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○柴山委員長代理 定足数が足りましたので、速記を起こしてください。

階君。

○階委員 今大臣からは、罪刑法定主義の根拠のうち、自由主義に関して述べられたんだと思います。自由主義というのは、どのような行為が犯罪に当たるかを国民にあらかじめ知らせることによって、それ以外の活動が自由であることを保障することが要請されるというものであります。

ただ、いろいろ教科書とかを見ますと、罪刑法定主義の根拠としてもう一つあります。それは民主主義によるものです。それは、何を罪とし、その罪に對しどのような刑を科すかについては、国民の代表者で組織される国会によって定め、国民の意思を反映させることが要請されるということです。

この民主主義というものも罪刑法定主義の根拠になるという理解でよろしいかどうか、大臣、お願いいたします。

○上川国務大臣 そのとおりだというふうに考えております。

○階委員 そこで、民主主義の原理からすると、やはり刑罰をいかに定めるかというのは国会が決

めることなんですね。政府が F A T F なる取り決めに よって 勧告を受けました、勧告を受けたから守らなくちゃいけない、それはいいでしょう。しかし、この立法院、国会は、国民の代表者で組織されていますから、国民の立場に立って、政府とは違う対応が当然認められると思います。この点についてはいかがでしょうか。

○上川国務大臣 ただいま、自由主義と民主主義の基本ということで整理されております後者のことにつきまして鑑みれば、国会において罪刑についてしっかりと法定をしていくということについての御議論をいただくということでございます。

○階委員 ですから、やはり、F A T F の勧告だからということではなくて、もっと立法院が、これは国民のために必要だから立法しなくちゃいけないという立法事実というか立法の必要性が必要だと思いませんか。

しかるに、これまで政府からの答弁とかを聞いていますと、F A T F の勧告を守らないと何か金融取引に支障が出るというようなことを繰り返すのみで、過去に一件も、現行法においても摘発事例がないし、かつ、もし処罰範囲を拡大しても適用されるべき事例も見当たらないということが、私が六月十一日の質疑のときに明らかにしたことです。

となると、政府は F A T F があるから対応しなくちゃいけないというのはわかるんですが、立法院が対応しなくちゃいけない理由というのは何なんでしょうか。

〔柴山委員長代理退席、委員長着席〕

○上川国務大臣 今回の、国際的に大変大事な、テロに対していかに取り組むかという大きな課題に対しまして、随時の勧告、指摘を踏まえながらも、こうしたことに対して日本としてしっかりと取り組んでいくことについてのこの処罰法案を今まさに御審議いただいているということでございます。

そうした累次の御指摘については、こうしたことそのものを議論することを通して結論をさせていただくということが大切だというふうに思っております。

○階委員 本当にこの法案を通してほしいんだら、立法院に対して、これは国民の代表である立法院でちゃんと対応すべき必要性があるんだということをもっと説得的に言っていたかかないと、なかなか我々も、はい、そうですかというわけにはいかないと思えますよ。

あるいは、今の御答弁は、この法案を成立させるかどうかは我々が判断することだから、特に政府からはそれ以上頼むことはないという理解でよろしいんですか。どっちなんですか。

本当に立法が必要だと思うんだら、もっと説得的な理由を説明してください。あるいは、立法院のことは立法院で考えてくださいということはいいんだら、そういう御答弁を。どちらかはつきりさせてください。

○上川国務大臣 今回のテロ対策に対しまして、今御審議いただいている政府案につきましては、テロの危機に対してどう国際的に取り組むか、また国内的にも取り組むかということについて十分

に御議論をいただいた上で、国民の皆さんの命、そして財産、こうしたことを守るという趣旨に照らして考えてみますと、こうした政府案につきまして御審議いただきまして、ぜひとも通していただきたいというふうに思います。

○階委員 ぜひとも通していただきたいというのはわかるんですが、その理由が私にとってはいま一つ説得的ではないような気がします。

最後に、では、提出者に、提出者は立法院である衆議院の議長も務められた立場から、今の議論やりとりを聞いていてどのような御感想を持ったかということ結構ですから、ちよつと御所見を伺います。

○横路委員 テロに対応しよう、国際的にみんなで協力しようということで条約ができて、その条約に基づいていろいろな法体制をつくってきたわけですが、こちらの方で法体系を新しくつくるたびに、F A T F からの勧告を受けて、やり直し、やり直しと。最後には、財務大臣や法務大臣にまで向こうの議長から勧告を受けて、ようやく今回の三つの法律の改正案として出てきたわけですね。この経過は、なかなか明らかにされていません。どういふところが問題になって、犯罪の収益利用法などは何度も法改正をして、つい二、三年ほど前にやった法律も、これはだめですよと言われて、今回の法改正になっていきます。

そういう意味でいうと、F A T F というのは確かに政府間の取り決めに基づいて行われたものがありますけれども、事務局レベルのいろいろな交渉はあったと思いますが、その経緯、経過はほと

んど国会に報告されていないということの中で、ぼんと法律が出てきたという印象を非常に強くいたしております。

そういう意味では、もつとやはり行政の方で、今までの経緯、経過なども含めて、何が本当に問題だったのか、これは必ずしも明らかじゃないですね。金融機関がどう考えているのか、そこに問題があったのか、あるいは、向こうの方が、非常に細かい指摘になっています。余りにも細か過ぎて現状に合わないのか、そういう内容がどうもはつきりしないということで、そんな意味では非常に残念に思っております。

もつといろいろな経過で、なぜ、今回の法律を含めて三本の法律、収益利用法とテロの資金凍結法、それから今回の法律というものについて、その経過が明らかになれば、我々ももつと審議がしやすかったのではないかという思いが率直にいたします。

○階委員 提出者から率直な感想をいただきました。立法院として、しっかりとした議論、判断をしていきたいと思えます。
きょうはありがとうございました。